○農林水産省告示第千六百六号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十三条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機藻類の生産行程についての検査方法（令和三年農林水産省告示第二千八十一号）の一部を次のように改正し、令和八年十一月二十一日から施行する。

令和八年十月二十二日　農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○宮内庁告示第十二号

天皇皇后両陛下は、大阪府において開催される第四十五回全国豊かな海づくり大会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十一月十四日から同月十五日まで同府へ行幸啓になる。

令和八年十月二十二日　宮内庁長官　黒田武一郎

○経済産業省告示第百三十三号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、箱根小田原からくり細工を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十二日　経済産業大臣　赤澤　亮正

一　伝統的工芸品の名称

箱根小田原からくり細工

二　伝統的な技術又は技法

1　製品構造の特性にあわせ木目方向制御を適切に行うこと。

2　材料の乾燥は十分に行い適度な水分量とすること。

3　「あるき構造製品」の製作は、次の技術又は技法によること。

（一）「あるき」の連携など摺動を「からくり」に活かすこと。

（二）「あるき」は、仕掛けに応じて「木殺し」など抵抗感調整の方策を講じること。

4　「引出構造製品」の製作は、次の技術又は技法によること。

外箱と内箱を相互に物理的にロック（からくりの鍵をかける）する機構を仕込み、解錠及び施錠がともに円滑に動作するようにすること。

三　伝統的に使用されてきた原材料

木材は、桂、朴又はこれらと同等の材質を有するものとすること。

四　製造される地域

神奈川県　小田原市、茅ケ崎市、南足柄市、箱根町

五　指定年月日

令和八年十月二十二日

○経済産業省告示第百三十四号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、京竹工芸を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十二日　経済産業大臣　赤澤　亮正

一　伝統的工芸品の名称

京竹工芸

二　伝統的な技術又は技法

1　花籠にあっては次の技術又は技法によること。

（一）「ひご作り」及び部材造りは、次の技術又は技法によること。

（イ）竹を必要な寸法に「鋸」で切るときには皮がめくれないように「回し切り」をすること。

（ロ）「節取り」は小刀等で節を一周し節の角を丸くすること。染仕上げの場合は竹を小刀等で甘皮を剝くこと。

（八）「大割」は鉈で竹を二つ割り、「中割」は更に竹を細かく割る。「小割」はその小口に沿って作りたいひご巾の目盛りを入れること。

（二）「巾引き」は小刀を丸太に刺し巾決めすること。

（ホ）「面取り」は丸太の巾引き小刀を差し替えてすること。

（ヘ）「裏すき」は小刀で厚みを整えること。

（ト）「編み」は、「六つ目編み」、「四つ目編み」、「八つ目編み」、「網代編み」、「縄目編み」、「輪弧（りんこ）編み」、「麻の葉編み」、「鉄線編み」、「ござ目編み」若しくは「菊底編み」又はこれらの組合せによること。

（三）縁（枠）仕上げをおこなうこと。

2　竹花入にあっては、次の技術又は技法によること。

（一）「油抜き」をする場合は、墨火抜き又は湯抜きをすること。

（二）使用する竹は数年寝かせて晒すこと。

（三）竹の切断は、目立てした「鋸」を用いること。

（四）窓の切断には墨付けをして位置を決めること。

（五）「窓開け」は、「ノミ」及び「小刀」を用いて、逆目に注意して窓の柱を底辺に「垂直」になるよう作業すること。

（六）切断面の仕上げには、鑢（やすり）、木賊（とくさ）、鮫皮、鹿の角粉で磨くこと。

三　伝統的に使用されてきた原材料

1　使用する竹材は、マダケ、モウソウダケ、ハチク、クロチク、メダケ、キッコウダケ、ホウビチク、ススタケ、ゴマタケ、ヤダケ又はこれらと同等の材質を有するものとすること。

2　使用する漆は、天然漆とすること。

四　製造される地域

京都府　京都市、向日市、乙訓郡大山崎町

五　指定年月日

令和八年十月二十二日

○経済産業省告示第百三十五号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、京七宝を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十二日　経済産業大臣　赤澤　亮正

一　伝統的工芸品の名称

京七宝

二　伝統的な技術又は技法

1　胎制作は、金属の板を切り出し金槌等で成形すること。

2　胎の下焼は、成形した金属の胎に、のり水を用いて、下地釉薬を筆、ホセ又は篩（ふるい）で施し、焼成すること。

3　有線七宝にあっては以下によること。

（一）植線（模様付け）は、金、銀、銅、真鍮の金属線で模様を作り、下焼きを施した胎に線の高さ、厚みを選定し、糊で仮止めし、模様付けをすること。

（二）模様植線焼付は、模様付けした胎を炉に入れて焼成、固定すること。

4　施釉は、ホセ、筆又は篩を用いて釉薬で彩色すること。

5　釉薬焼成は、炉で焼き、釉薬を定着させること。

6　仕上げは、砥石又はグラインダーで研磨すること。